木造耐震改修補助手続きの流れ

診断

耐　震　診　断 ・・・・・ 耐震診断（一般診断法又は精密診断法）を実施します。評点が1.0未満または0.7未満と判定されたものが、耐震改修補助対象となります。

↓

審査指導課と協議 ・・・・・ 令和７年４月１日以降、耐震改修や大規模リフォームを実施する場合建築基準法に基づく、建築確認申請等の手続きが必要となる場合があるため、審査指導課との協議が必要となります。

↓

事前相談

耐震改修補助の相談 ・・・・・ 建物の配置図、平面図、確認済証、耐震診断結果報告書等をお持ち下さい。

↓

審査指導課と協議 ・・・・・ 令和７年４月１日以降、耐震改修や大規模リフォームを実施する場合建築基準法に基づく、建築確認申請等の手続きが必要となる場合があるため、審査指導課との協議が必要となります。

↓

建物の現地調査 ・・・・・ 補助要件に該当するかどうか、建物の状況について市の担当者が現地調査を行います。

↓

開発事業協議申請
【建築確認が必要な場合】 ・・・・・ 建築確認申請前に開発事業に関する指導要綱に基づく、開発事業協議申請書に必要書類を添付し、審査指導課と協議してください。

↓

建築確認申請
【建確確認が必要な場合】 ・・・・・ 開発事業協議完了後、建築基準法に基づく建築確認申請書を審査指導課又は指定確認検査機関に提出してください。

↓

補助手続き

補助金交付申請 ・・・・・ 交付申請書に必要書類を添付し提出して下さい。

↓

補助金交付決定通知 ・・・・・ 市から補助金交付決定の通知を行います。

↓

設計着手 ・・・・・ 補助金交付決定通知後30日以内に設計に着手し、着手届を提出して下さい。
※耐震改修工事のみ申請される方は、「耐震改修計画の協議」へ進んで下さい。

↓

耐震改修計画の協議 ・・・・・ 耐震改修計画を作成し、耐震改修計画協議書に必要書類を添付し提出して下さい。
※耐震改修工事のみ申請される方は、すでに作成済みの耐震改修計画に必要書類を添付し提出して下さい。
【建確確認が必要な場合】
建築基準法に基づく建築確認済証の交付を受け、その写しを提出してください。

↓

工事請負契約 ・・・・・ ※施工業者と工事請負契約を結んで下さい。

↓

工事着手 ・・・・・ 耐震改修計画の協議完了後30日以内に工事に着手し、着手届を提出して下さい。

↓

中間確認届 ・・・・・ 工事途中に中間確認届（確認日の４日前まで）を提出して下さい。

↓

現場確認 ・・・・・ 市の担当者が中間確認を行います。

↓

実績報告書 ・・・・・ 工事完了後、20日以内に実績報告書等を提出して下さい。

↓

実績報告書
【建確確認が必要な場合】 ・・・・・ 工事完了後、建築基準法に基づく検査済証の交付を受け、20日以内にその写し及び実績報告書等を提出して下さい。

↓

補助金額の確定 ・・・・・ 実績報告書等を審査し適合と認めた場合、補助金額の額の確定を通知します。

↓

補助金の請求 ・・・・・ 補助金請求書により補助金を請求して下さい。

↓

補助金の支払い ・・・・・ 市より補助金の支払いを行います。

申請者によるもの　申請者によるもの　市によるもの（都市三課・審査指導課）